

仕 様 書

1 業務内容

甲が指定する臨床検査用検体等（以下「検体等」という。）を、センターと病院との間を1日1回搬送する。

2 仕様内容

(1) 受託体制等について

ア 検体等の搬送は、土・日曜日及び国民の祝日に関する法律で規定する休日並びにセンターと病院の年末年始による休日を除き、毎日行うこと。（令和5年度：243日間）

イ 検体等の搬送の往路の出発及び到着時間は次のとおりとする。

施設名	出発／到着時間
大迫地域診療センター	13時15分から13時30分の間に出発
遠野病院	15時までに到着

ウ 検体等の搬送は、甲が用意した容器を使用する。

エ 乙は、センターから検体等の入った搬送容器を受領し、病院へ搬送し引き渡した後、検体等を翌日の13時15分までにセンターの臨床検査部門へ引き渡すこと。

なお、定められた時刻に遅れが生じる場合には、速やかに搬送先の臨床検査部門へ連絡すること。

(ア) センター：花巻市大迫町大迫13-20-1 TEL0198-48-2211

(イ) 病院：遠野市松崎町白岩14-74 TEL0198-62-2222

オ 業務中は、会社名及び氏名を記載した名札を着用すること。

カ 感染防止のため、業務前後には、必ず手指消毒を行うこと。また、手指に傷等がある場合には、手袋等により保護を行うこと。

(2) 保管体制等について

ア 検体等の搬送は、直射日光を避け、走行中の振動が少ない場所で保管すること。

イ 検体等は、破損及び変質等の防止に十分配慮した方法で取り扱うこと。

(3) 検体等の引き渡しについて

ア 検体等の受領又は引き渡しをするときは、必ず関係職員の立会いのもと、指定の場所において行うこと。

イ 検体等の受領又は引き渡し後、確認書に関係職員の受領印等を得ること。

3 業務手順

(1) 乙は、センターから検体等を受領する。

(2) 乙は、センターから受領した検体等を病院へ搬送する。

(3) 乙は、病院に検体等を引き渡し、病院からセンターへ搬送する検体等を受領する。

(4) 乙は、病院から受領した検体等をセンターへ搬送する。

(5) 乙は、センターに検体等を引き渡す。

4 完了報告書

確認書の提出を以て、完了報告書に代えることができるものとする。